

## 社会福祉法人に関する監査契約書の訂正について

2021年7月16日

非営利法人委員会

2021年6月15日に公表しました社会福祉法人の監査契約書につきまして、社会福祉法の条文番号に一部誤りがございましたので、以下のとおり訂正いたします。  
訂正箇所は以下の正誤表のとおりで、下線を付しております。

### 1. 様式1（個人用）

正	誤
11. 責任限定契約（注） 受嘱者の社会福祉法第45条の20第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円又は社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。	11. 責任限定契約（注） 受嘱者の社会福祉法第45条の20第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円又は社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

### 2. 様式2（監査法人用）

正	誤
10. 責任限定契約（注） 受嘱者の社会福祉法第45条の20第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円又は社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。	10. 責任限定契約（注） 受嘱者の社会福祉法第45条の20第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円又は社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

### 3. 様式3（監査法人用－指定社員制度利用）

正	誤
10. 責任限定契約（注） 受嘱者の社会福祉法第45条の20第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円又は社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。	10. 責任限定契約（注） 受嘱者の社会福祉法第45条の20第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円又は社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

以上